

【事例67】「配置薬の使用期限が切れても勝手に処分しないで！」

【事例】約6年間、配置薬の入れ替えに来ないので、使用期限の切れた薬を処分した。最近突然事業者が来訪してきて、「もう一度お願いします」と勧誘されたが断った。すると、廃棄したものも含め、3万8千円を請求され、驚いた。支払いたくない。（70歳代・女性）

【対処法】① 「配置薬」とは、販売員が消費者宅に薬を預け、次回の来訪時に使った分だけの代金を支払う、という仕組みです。② 長期間来訪がない場合でも、自分の判断で処分するのではなく、販社に解約する旨を申し出て、薬を引き取ってもらいましょう。「預かりもの」であるという考え方ですので、勝手な処分はできません。③ 配置薬の販売員には、法律によって身分証明書の携帯が義務付けられています。来訪時には必ず提出を求め、連絡先をメモしておきましょう。

※何か問題が起こったら企画課の消費相談窓口で相談しましょう。